

平成18年9月21日

1. 出席議員

1 番	徳 村 博 紀	12 番	岩 吉 泰 彦
2 番	伊 東 茂	13 番	井 手 常 道
3 番	福 井 正	14 番	青 木 幸 平
4 番	水 頭 喜 弘	15 番	中 村 清
5 番	橋 爪 敏	16 番	谷 口 良 隆
6 番	山 口 瑞 枝	17 番	中 島 邦 保
7 番	中 村 雄一郎	18 番	欠 番
8 番	橋 川 宏 彰	19 番	谷 川 清 太
9 番	森 田 峰 敏	20 番	松 尾 征 子
10 番	北 原 慎 也	21 番	吉 田 正 明
11 番	寺 山 富 子	22 番	小 池 幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中 義 明
局 長 補 佐	森 田 利 明
管 理 係 長	江 口 隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	本	克	樹
建	設	江	頭	毅	一郎
企	画	北	村	建	治
総	務	北	村	和	博
財	政	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務	北	御	門	敏
福	祉	迎			和
保	険	岩	田	輝	寛
農	林	平	石	和	弘
商	工	福	岡	俊	剛
都	市	田	中	敏	男
環	境	亀	井	初	男
ま	ち	松	浦		勉
水	道	藤	家	敏	昭
会	計	山	田	次	郎
教	育	藤	家	恒	善
教	育	小	野	原	利
教	育	藤	田	洋	一郎
教	育	中	川		宏
生	涯	関		正	和
同	和	一	ノ	瀬	健
農	業	植	松	治	二
監	査				彦

平成18年9月21日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）
- 日程第2 議案第66号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第51号 平成17年度鹿島市水道事業会計決算認定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第59号 平成17年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第60号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第61号 平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第62号 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第63号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第64号 平成17年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について（大綱質疑、決算審査特別委員会付託）
- 日程第5 議案第65号 平成18年度第18号公共下水道事業祐徳污水幹線（2、3工区）管渠築造工事の請負契約の締結について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 請願第3号 高金利引き下げに関する請願書（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第7 意見書第6号 高金利引き下げに関する意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第8 意見書第7号 新しい地方分権改革の推進を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）

午前10時10分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。田中事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付い

たしております議案書（その3）の目次に記載のとおりであります。

次に、平成17年度鹿島市歳入歳出決算書並びに平成17年度鹿島市歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書に訂正があります。正誤表の写しをお手元に配付いたしてあります。御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第66号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、人事案件1件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

議案第66号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現委員、藤家恒善氏の任期が、平成18年9月30日をもって満了いたしますが、引き続き藤家氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。議案第66号は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第66号は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第66号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．議案第66号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第66号 鹿島市教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第66号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから教育委員会委員の紹介があります。出村助役お願いいたします。

○助役（出村素明君）

おはようございます。それでは、私の方から紹介をさせていただきます。

ただいま教育委員として任命することに同意をいただきました藤家恒善氏でございます。

○教育委員（藤家恒善君）

皆さんおはようございます。去年の7月に議題をいただきましてから1年2カ月がたちました。そして、きょうはまた貴重な時間を割いていただきまして、まことにありがとうございます。

三つほどお話をし、お礼の言葉にかえさせていただきたいと思っております。

一つは、お祭りのことです。

実は夕べ、琴路神社の三番燈夜に行きました。馬渡区と末光区が受け村で、その御婦人方が、女性の方たちが踊りを奉納されたわけですが、大変楽しそうにやっておられました。また、参拝の方もたくさんおいでいただきまして、にぎやかでございました。また、出店には子供たちが幾らか群がっていたようでございます。

私、それを見ながら、祭りとか、あるいは行事とか、そういうものにはなるべく参加した方がいいんじゃないかなという思いを強くいたしました。行事等に参加をすることによって、集団への帰属意識というのが生まれるのではないかな。それがだんだんに連帯感へととなり、さらには郷土を愛する気持ちが育っていくのではないかなというふうな思いをいたしました。

これは学校の児童・生徒の愛郷心等を考える上で、また、地域社会の地域起こしというふうなことから考えても、こういうお祭りや行事等への参加というのは非常に意義があるのではないかなというふうな思いをした次第です。

それから、二つ目ですが、久しぶりに教育委員にさせていただいたおかげで学校へ行く機会を得ることができました。浦島太郎さんのところもありましたけれども、そう大して変わってはいないように思いましたが、先生方が非常に忙しく働いていらっしゃるということについては、ちょっと今の先生方は大変だなという思いをいたしました。授業の研究会、あるいは教材の研究、あるいは生徒生活指導、道徳指導、体育指導、いろいろな面で24時間心を使っていらっしゃるのではないかという思いを強くいたしました。私たちはそれほどまでやっていたかなと反省をしております。

それから、学校現場は、このように本当に一生懸命やってもらっているのに、新聞等、いろいろな面にぎわわせておりますが、校内暴力とか、あるいは不登校とか、あるいはいじめとか、あるいは児童虐待とか、いわゆる心を暗くするような記事が載らない日はないほどでございます。

これからの日本を背負っていかなければならない子供たちがこのようでは心配であります。何とか心も体も健やかに育ってくれるような教育環境の整備が急がれるのではないか、これは国民的課題だと思います。そういう思いが2点目です。

それから、最後ですけれども、最近、新聞等で一部有識者、あるいは政治家の方、あるいは住民の方々の中から、教育委員会制度というのは要らないのではないかという、農業委員会についてもそういう意見があったようですが、教育委員会制度廃止論が出てきております。それなりの根拠がございますが、教育委員会制度が設けられた趣旨を考えてみますと、教育の中立性、それから、最近の言葉でレイマンコントロールということが言われておりますが、住民自治の原則に立ちますと、住民の方々の意見を教育行政に反映させていくというのが、私たち委員の大事な務めではなかろうかと思っております。

皆様方の御協力をいただいて、充実した鹿島市の教育にしていけたらと願っております。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○助役（出村素明君）

以上、紹介を終わらせていただきます。

日程第3 議案第51号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3．議案第51号 平成17年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

去る9月12日の本会議において決算審査特別委員会を設置し、これに付託されました議案第51号 平成17年度鹿島市水道事業会計決算認定について、決算審査特別委員会の審査の結

果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成18年9月14日

鹿島市議会議長 小池 幸照 様

決算審査特別委員会

委員長 水頭 喜弘

決算審査特別委員会審査報告書

平成18年9月12日の本会議において付託されました、議案第51号「平成17年度鹿島市水道事業会計決算認定について」は9月14日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長から決算審査特別委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長水頭喜弘君。

○決算審査特別委員長（水頭喜弘君）

おはようございます。それでは、決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第51号「平成17年度鹿島市水道事業会計決算認定については、9月14日に委員会を開催し、慎重に審査しましたので、その経過並びに結果について御報告を申し上げます。

まず、監査委員から決算審査の報告がありましたので、以下、その概要を申し上げます。

本年度の給水戸数は、前年度に比べ実質103戸、1.13%増加し、また、給水人口は前年に比べ257人減少している。配水量は前年度に比べ6万6,357立方メートル、2.19%減少している。これを1日当たりの配水量について見ると、最大配水量は101立方メートル増加し、また、1日平均配水量は181立方メートル減少している。

本年度の経営状況は、給水収益で前年度より3,044,127円、0.58%減少し、事業収益全体では特別利益等の計上により前年度より20.1%増加している。一方、事業費は前年度より4,665,646円、0.95%増加し、供給単価204円04銭が給水原価194円07銭を上回っており、この結果、営業成績を示す損益計算書では137,387,545円の経常利益となっている。

結びとして、

1. 資本収支においては、維持投資的経費としての配水管の布設替整備、第6次拡張事業等が引き続き実施されている。また、国道207号線バイパス拡張改良工事に伴う西牟田配水池撤去による西牟田代替施設整備事業が行われている。

しかし、これらの投資補てん財源は企業債への依存が大きく、企業債償還金、あるいは施設整備に伴う減価償却費等、今後においてもこれらの義務的経費の負担増は避けら

れないものである。このため事業推進に当たっては、収益と費用の均衡を図ることを基本的課題としながら、中長期的な展望に立っての水道事業の健全でかつ計画的な運営が必要と考える。

2. 収益的収支においては、現年度分水道料金の収納率97.92%で前年度を0.13ポイント下回っている。また、過年度分と合わせた収納率は97.44%で、これは前年度比0.17ポイント減少しての決算となっている。収益の根源である料金収入は、健全な企業活動を継続するための最大の要素であることにかんがみ、今後とも料金の収納、徴収については、徴収委託人との連携を強化し、料金滞納の発生については万全を期すとともに、収益率の向上には最大限の努力を望むものである。
3. 本年度の経営状況を分析すれば、価格比較において、供給単価が給水原価を上回った結果、営業成績の良否を判断する総資本利益率は2.09%、また、経常収支比率は127.74%と前年度に比べ、それぞれ上昇している。その結果、最終決算で165,016,524円の純利益となっている。今後の水道事業経営に当たっては、予想される事業収益の中で安定的な事業整備を行うため事業費等のさらなる見直しを図り、より合理性、能率性の高い組織を構築し、引き続き安全で、かつ安価な良質の水の供給業務の推進と利用者へのサービス向上に努められることを希望する旨の報告がありました。

次に、委員会審査の過程における質疑の主なものについて、以下その概要を申し上げます。

質問 能古見地区の平谷黒木トンネル湧水を活用して売る方向での検討をなされたことはあるか。能古見地区振興会が今どういう状況にあるのか。

答弁 湧水の件については、水として売る検討をしたというのは聞いていない。地元がどういった使い方をされているかというのは知り得ていないが、一般的な状況は、かなりの方が水くみに物産販売所に他県からも見えておられ、混雑状況にある感じを持っている。有償も考えられるが、有料化する場合には、今の状態では売れない。滅菌も必要になる。能古見地区振興会としては、その湧水の利用と同時に、物産販売の効果があって、かなり収益を上げておられる状況だと思う。水そのものの有償化、有料での販売は、今の段階では市としても考えていない。振興会としても今のような形で利用していきたいと思っておられるようだ。

質問 鹿島の水を、私たち鹿島市みずからが誇りを持って宣伝し、PRをし、そして多くの方がそれに認識をきちんとできるような市民の皆様へのお知らせ等が必要じゃないかというふうに思いますが。

答弁 鹿島市の水道水のPRをという質問ですが、実は平成16年12月の「広報かしま」に、鹿島市の水道はおいしい水というようなことで市報に掲載している。

また水道水については、水質検査等も毎年やっておりますので、ここら辺の検査結果

等についても、今後また市報等でお知らせしたい。

今から平谷周辺、能古見地区のダム周辺整備計画に着手をいたします。その中で丸木庭の今の作業員さんたちの宿舎があるところがあきます。その後に物産館等の建設も予定しております。

質問 中木庭ダムの完成が来年の3月ということになっておりますが、これは予定どおりと考えてよろしいか。

答弁 現時点では工期が3月までになっており、予定どおりと理解しております。10月から湛水試験を始めますので、その結果次第ではどうかという部分があります。

質問 現在の給水戸数が103増、そして現在給水人口が257減ということで、施設利用率が平成15年度から16年、17年と毎年下がってきておりますけれども、その原因は。

答弁 施設利用率が落ちてきた原因が、給水人口、給水戸数の減という質問ですが、数字そのものに直接この数字は関係はしていないが、水の量が減りますと、減ってきている関係で平均配水量が小さくなっていく。配水能力が変わらないが、15年、16年、17年と若干数字的には落ちてきている。

給水収益については今年度は300数万円の減少をしている。給水収益に対しましては今後も減る傾向にはあるだろう。現在もかなり節減をしている。今後もさらに努力をしていかなければならない。

質問 直接そのものの水の料金という形じゃなくて、いろいろ方法があると思いますが、何か入れ物を買うと水をただでもらえるようにできないか。売店や物産館をつくる場合に、そこにボーリングをするような計画はどうか。

答弁 今現在のわき水をくみ取っていただいているところですね、あそこから丸木庭の広場といいます。ここまでかなり距離があります。したがって、これを上のものをそのままパイプで引っ張ってくると莫大な予算がかかりますので、丸木庭については新たに水源を掘るという計画でおります。

質問 何らかの形で企業からの地下水利用料か、協力金がいただけないか。

答弁 法律上できない。例えば、地下水がすべて市のものかどうか。市がその権利を主張していいか。また、その権利主張をした上で、地下水をくみ取られる人に対して有料という請求権があるか。そのあたりまで当時検討した結果、そういう結論を出したと思いますので、今のところ見解は変わりません。

質問 市内の一般家庭で井戸を使っておられる方の取り扱いは。

答弁 地下水は公のものだと、今も変わっていません。市民の方が個々に使っておられる分というのも同じということです。

質問 加入するとき負担金が要りますが、この加入負担金は決算書のどこの部分に入っているのか。

答弁 新設負担金は、新設負担金という項目がありますが、今まで水道をとっていなかった方が新たに水道を引くと、メーターを設置するという方の負担金であります。

質問 最初から最後までダム建設負担金は総額幾らになっていますか。

答弁 ダム負担金の総額は、今年度見込み、平成18年度見込み額も入れ2,931,900千円で
す。

質問 剰余金が総額165,000千円あるが、その中から減債積立金と建設改良積立金に充て
られている。昭和50年からの企業債の明細によると、年利7%台が多いが、安い金利の
借り入れに変更できないか。

答弁 政府企業債と公庫債という二つの借入先がございます。公庫債につきましては、こ
れはもう早く返した方がいいと思いますが、法律上これもできません。公庫債につい
ては7%以上のものについては借りかえができますし、借りかえをしています。借りか
えをした結果、当時の利率2%で借りかえをして、そのときの試算で、利息として借りか
えたことによって全部で9,000千円ぐらいの利益が出た。ただし、政府企業債につつま
しては、繰り上げ償還をするときには違約金を取られる。

質問 区域外の40戸の水道料金について、鹿島市の市民の水道料金と同じにするというよ
うな協定とか協約を結んでいるのか。

答弁 区域外の方の料金については、市内の方、市の料金と全く同じ料金です。協定はあ
りません。

質問 消火栓の設置は、要望をしたら調査してつけていただけますか。

答弁 消火栓は、総務課の消防交通の管理となりますので、設置要望があれば、総務課の
消防交通の方に要望され、それから、総務課から水道管理の方に要請があれば設置をす
る形になります。

質問 工場団地内の工業用水として今幾社か入っておりますが、自社で井戸を掘っておら
れるところが工場団地の中に何社あるのか。

答弁 工場団地の中で自社で井戸を掘っておられる件数は、私どものところでは把握いた
しておりません。

質問 年間2.19%配水量が減少しているが、この傾向が今後どのようなようになっていくのか。
あと10年ほど続くと、現在の水道料金のままだと赤字に転落する可能性があるのではな
いか。その対策として、給水戸数及び給水人口をどうしてふやしていくのか。区域外の
給水戸数をふやせないのか。

答弁 市外からの給水申し込みは不可能ではない。配水能力と要望される側の水の量、
町村が違うので、協定を結んで双方の議会の承認とか、そういった手続、条件がクリア
すれば不可能ではない。

質問 新設工事の落札、工事契約について、市内の業者の方も多数おられるが、市外に本

社がある業者も参加している。入札及び落札のシステムがくじ引きであるようなやり方でされているのか。

答弁 抽せんなどで入札をやっておる。

質問 予定価格が約1億円以上の入札に市外の業者の方も入れなければならなかったのか。

答弁 予定価格が1億円以上になると抽せんの入札参加者数は11社になります。市内でその数が満足していない場合は、市外まで広げて入札をしておるところです。

質問 農地に水道水をまかれており、ノリにも使われているが、水道料金は特別な対応をされているのか。

答弁 農業用とか工業用とかということでの区別はしていない。農業政策の中で論ずるべきだと思います。

以上、本委員会に付託されました議案第51号 平成17年度鹿島市水道事業会計決算認定については、質疑終結の後、討論、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定することに決せられました。

以上をもちまして、決算特別委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第51号 平成17年度鹿島市水道事業会計決算認定について、委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第51号は提案のとおり認定されました。

しばらくお待ちください。

日程第4 議案第59号～議案第64号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4. 議案第59号 平成17年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第60号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第

61号 平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 平成17年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定についての6議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。山田会計課長。

○会計課長（山田次郎君）

おはようございます。それでは、私の方から議案第59号から議案第64号までの平成17年度鹿島市一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、別冊の平成17年度鹿島市歳入歳出決算書により説明を申し上げます。

なお、各会計の概要につきましては、決算書の附属書類であります主要成果報告書、あるいは監査委員から提出いただいております決算審査意見書にその主要成果、決算の分析について掲げてあり、また、先日の提案理由説明の際、市長からも詳細に説明を申し上げますので、私の方からはできるだけ重複を避け、歳入におきましては不納欠損額、収入未済額について、歳出におきましては不用額を中心に説明させていただきます。

まず、一般会計について申し上げます。

説明の都合上、ページが前後することをお許しいただきたいと思っております。

また、若干長くなるかと存じますが、最後までよろしく願います。

それでは、決算書49ページをお開きください。

一般会計の歳入合計でございますが、当初予算額は10,995,025千円、補正予算額551,250千円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額213,417千円で、予算現額は11,759,692千円でございます。これに対し調定額が12,221,609,628円、収入済額は11,798,033,113円で、予算対比では100.3%、調定額に対する収入割合は96.5%でございます。また、不納欠損額は85,570,478円、収入未済額が338,006,037円でございます。

まず、不納欠損額、収入未済額について申し上げます。

恐れ入りますが、21ページをお開きください。

市税の収入状況でございますが、1項1目の個人市民税で現年課税分の未収額は20,309,624円で、件数で719件でございます。同じく滞納繰越分の不納欠損額は11,351,508円で254件、未収額は66,892,309円で2,007件でございます。

また、1項2目の法人市民税では現年課税分の不納欠損額10,800円は1件分、未収額375,800円は6件分でございます。同じく滞納繰越分の不納欠損額488,300円は6件分で、未収額は34件分の2,002,100円でございます。

次に、2項1目の固定資産税ですが、前年課税分の不納欠損額は4,601,893円で、件数で3件、未収額は66,598,235円で724件でございます。同じく滞納繰越分の不納欠損額は62,790,630円で239件、未収額は131,086,300円で2,112件であります。不納欠損額が前年度

よりは減少したものの、例年に比して増加しておりますが、これは、前年度に引き続き企業倒産による競売事件により財産が皆無となり、即刻欠損処分をしたことによるものであります。

3項1目の軽自動車税で、次ページになりますが、前年課税分の未収額2,854,500円、件数で630件でございます。滞納繰越分の不納欠損額587,200円は91件分、未収額は840件分の4,993,900円でございます。

次に、25ページをお願いします。

11款. 分担金及び負担金、1項3目の災害復旧費分担金、1節. 農業用施設災害復旧費分担金の未収額137,048円は1件分で、これは昭和60年災害に係る分でございます。

次に、26ページでございますが、2項1目3節. 児童福祉費負担金の不納欠損額2,226,420円、未収額11,969,480円は保育所運営費保護者負担金、いわゆる保育料の分で、件数はそれぞれ9件、148件となっております。

次に、2目. 農林水産業費負担金、1節. 農業費負担金、これは過年度分の国営多良岳開拓建設事業受益者負担金ですが、不納欠損額が5件の3,498,997円、未収額が21件の10,303,557円となっております。これにつきましては、建設年度からかなりの年月が経過しており、高齢化、あるいは後継者不足等から園地の荒廃化が進み、年々負担金の徴収にも苦慮いたしておりますが、今後とも分納等により債権の確保に努力していく所存でございます。

次のページ、12款. 使用料及び手数料、1項1目1節. 総務管理使用料の未収額64,305円は、公の施設使用に係る行政財産使用料の1件分でございます。

次の28ページをお願いします。

5目1節. 道路橋りょう使用料の不納欠損額は2件で14,730円、未収額は11件の388,190円でございます。また、同じく3節. 住宅使用料の未収額は10,195,468円で43件分でございます。

飛びまして、45ページをお願いします。

12款. 諸収入、5項6目4節の雑入で35,221円の未収額がありますが、これは公の施設使用に係る光熱水費の未収1件によるもので、さきに説明いたしました総務管理使用料の未収額と対をなすものでございます。

以上、繰越事業に係る未収特定財源を除き、歳入の不納欠損額と未収額について申し上げました。

次に、歳出について申し上げます。

戻りまして、6ページをお願いいたします。

支出済額は11,594,938,689円で、執行率は98.6%、翌年度繰越額は9,802千円、これは水道事業会計出資金、水源開発に係る分です。これを18年度に繰り越して使用するものでございます。不用額は154,951,311円でございます。

以上、歳入歳出差引残額203,094,424円から翌年度に繰り越すべき財源2千円を差し引いた実質収支額は203,092,424円となり、前年度に比べ29,871千円増加いたしております。

それでは、各費目の不用額について説明をいたします。

まず、総務費から申し上げます。

51ページをお願いいたします。

1項. 総務管理費で25,236,411円の不用額でございますが、これは例年のことでありますが、補助事業に係る事務費等を精算段階で他の費目に振りかえたもの、あるいは職員の人件費で時間外勤務手当に要するものなどが主なものでございます。

67ページをお願いします。

3款. 民生費の不用額は22,615,631円でございますが、これは、扶助費の身体障害者や乳幼児に対する医療費助成、母子家庭等に支給する児童扶養手当、あるいは高齢者福祉に係る高齢者等生活支援事業などの委託料の減であります。

次に、81ページ、4款. 衛生費の不用額は9,546,019円でございますが、これは、1項3目の老人保健費、83から84ページになりますが、これにおきます老人保健特別会計への繰出金の減が主なものでございます。

次に、105ページでございますが、8款. 土木費の不用額25,326,008円ですが、113ページ、5項1目. 都市計画総務費の公共下水道事業特別会計繰出金の減及び116ページ、4目. 都市公園費の用地買収のおくれによるものでございます。

次に、121ページをお願いします。

10款. 教育費で26,299,254円の不用額を生じておりますが、その主なものは、前年度からの繰越事業であります七浦小学校大規模改修事業の不用額、それに小・中学校管理費や社会教育施設、保健体育施設管理費の節減によるものでございます。

144ページをお願いいたします。

13款. 諸支出金の2項1目. 公営企業費におきまして、ダム建設事業のおくれから水道事業会計出資金9,802千円を翌年度に繰り越しいたしております。

最後に、14款. 予備費でございますが、総務費等に3,117千円を充当し、予算残額26,900千円が不用額であります。

なお、予備費の充用状況につきましては、監査委員から提出されております決算審査意見書32ページにその詳細は記載されております。

以上、一般会計不用額は合わせまして154,951,311円を生じております。

次に、平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計について申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入では、予算現額1,277,895千円に対し、調定額は1,274,650,549円、収入済額1,235,962,534円で、収入未済額は1款. 分担金及び負担金の受益者負担金で19件の

2,288,760円、2款. 使用料及び手数料の公共下水道使用料で73件、879,295円であり、また、不納欠損処分として下水道使用料で8件分、19,960円が処分をされておりますが、これは地方自治法第236条第1項の規定に基づくものでございます。

なお、このほかに国庫支出金と市債に繰越事業に係る未収特定財源が35,500千円ございます。

次ページの歳出をお願いいたします。

支出済額1,233,962,534円、執行率は96.6%、翌年度繰越額が37,500円、これは汚水幹線管渠築造工事など2事業を平成18年度に繰り越しして使用するものでございます。不用額は6,432,466円でございます。

以上の結果、翌年度に繰り越すべき財源2,000千円を差し引いた実質収支額はゼロ円となりますが、これは一般会計からの繰り入れにより、公共下水道事業特別会計の実質収支をゼロとすものでございます。

次に、平成17年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計でございます。

10ページをお願いします。

説明の都合上、歳出の方から申し上げます。

支出済額は11,139,856円で、その大半が造成事業資金として借り入れた地方債の償還金であります。ちなみに、平成17年度末の未償還残高は14,039千円で、平成20年度までに償還完了の予定でございます。

前のページに戻ります。

歳入ですが、収入済額は11,144,995円ですが、地方債の償還財源としての一般会計からの繰入金はその主なものであります。結果、次ページの右下になりますが、実質収支額は5,139円となるものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計について申し上げます。

12ページをお願いします。

歳入では、予算現額3,480,654千円、調定額3,573,894,092円に対し、収入済額は3,244,034,448円で、収入率は90.8%でございます。不納欠損額は41,199,721円、件数では279件、また、収入未済額は288,659,923円、件数で3,100件分でございます。

14ページをお開きください。

歳出合計ですが、予算現額3,480,654千円に対し、支出済額は3,433,400,843円で、執行率は98.6%、不用額は47,253,157円でございます。不用額の主なものといたしましては、2款の保険給付費のうち、1項.療養諸費の一般被保険者に係る分でございます。

以上の結果、189,366,395円の歳入不足が生じており、前年度に引き続いての赤字決算となっております。基金も底をついている中、国保財政は一段と厳しい状況となっております。

次に、老人保健特別会計でございますが、この会計は、75歳以上の高齢者及び65歳以上の

寝たきりの方の医療費について、支払基金、国、県、市町村の4者で一定の負担割合を持って運営しているものでございます。

それでは、説明の都合上、歳出の方から申し上げます。

16ページをお願いいたします。

予算現額3,933,638千円に対し、支出済額は3,885,701,835円で、執行率は98.8%、不用額は47,936,165円で、その大半が2款、医療諸費における医療給付費でございます。これらの財源といたしまして、先ほど申し上げました負担割合により、前ページに戻ります。歳入総額で3,879,331,671円を収入として受け入れ、歳入歳出差引、次ページ右下になります。16ページ右下です。6,370,164円の赤字決算であります。この赤字につきましては、18年度に国庫から追加負担されることとなっており、最終的には全額が補てんされるものでございます。

なお、給与管理特別会計の決算につきましては、この会計が給与事務の簡素化のために設けられたもので、一般会計、公共下水道、国民健康保険、老人保健会計との重複決算でございますので、説明は省略させていただきます。

また、190ページ以降の実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書につきましても説明は省略させていただきます。

以上、一般会計並びに各特別会計の決算につきまして、その概要を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

議案第59号から議案第64号までの6議案を一括して質疑に入ります。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

私も特別委員になっておりますので、1点だけお伺いしたいと思います。

その前に、お礼とお願いをしたいと思います。先ほどの全協で台風13号の被害状況等の説明をいただきましたが、市当局におかれましては、17日、18日日曜日にもかかわらず、実施本部の設置、あるいは被害調査をしていただきましたことを厚くお礼申し上げたいと思います。

そういうことで、全協でも説明がありましたように、甚大な被害が出ておまして、特に農作物においては非常にひどい被害が出ております。本当に被災された方にはお見舞いを申し上げます。今後、県なり十分検討していただきまして、後の対応、支援等も特にお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、1点だけ質問いたしますけれども、下水道関係について1点お伺いをしたいと思います。この前、市長の演告の中で、今回から新たな指標として、公共下水道などの公営企業や一部事務組合も含めた実質公債費比率が設けられ、18%以上が危険ラインということで、鹿島市は16.7%になりましたと、こういう説明がありました。私がおととしの9月

議会でこのことについて質問したときには、まだ財政指標にはこういうものはないというふうな答弁がなされておりましたが、今回、こういうものができた背景とといいますか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

御質問にお答えいたします。

実質公債費比率という新たな指標が平成17年度決算より導入をされました。この趣旨は、一般会計だけでは、その市町村の公債費の実態が把握できないようになってきたということがまず原因にあります。まず、下水道関係などやっぱり一般会計に匹敵するような事業をやる市町村が非常に多くなりましたので、その市全体の財政状況を把握するという意味では、まず一般会計、それから下水道のような収益的な会計ですね、あと一部事務組合の負担金、あとPFIとか、あと農業の償還助成とか、そういうものも一括して市町村の実質的な負担に将来的にもなるという、そういうものを全部包括しまして、実質公債費比率というのが今回新設をされておる、そういう状況です。今までは一般会計では起債制限比率と、そういった言葉で言うておりました。一般会計は従来どおり起債制限比率という用語を用いますが、先ほど言いましたように、その市全体の財政状況を示すという意味で実質公債費比率という指標が新たに設けられております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

ただいま説明いただきましたが、一般会計の16年度の公債費、私が計算したら17年度が13.5%ばかりなるわけで、この18年度が9月補正時点で14.4%ぐらいなっておりますが、これを含めると、鹿島市の場合は16.7%ということになりましたが、その辺の計算基礎等は、内容等についてお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

まず、この16.7%という指標ですが、分母に標準財政規模という数字が来ます。この標準財政規模というのは市町村の一般財源のベースを示します。主には税収と普通交付税を合計した金額が大方標準財政規模になるかと思います。鹿島市の場合、平成17年度決算における標準財政規模が6,061,000千円であります。一般財源ベースで鹿島市の財政規模が60億円ですね。そのうち、いわゆる起債の償還に充てる金額が分母になります。今のが分母になり

ます。標準財政規模ですね。そして、そのうち償還に充てる経費というのが分子になります。この分子が今までは一般会計のみの償還でしたが、この分子に先ほど申し上げましたように、一般会計、特別会計、一部事務組合とか、そういったものも含めることになります。ですので、起債制限比率でいきますと、鹿島市は17年度決算では12.1%でございます。下水道、一部事務組合等の公債費の償還を含めると16.7%と、そういった数字になっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

ただいま実質公債費比率が18%が危険ラインということでございますが、今県内では18%以上が4自治体あるということで、平均が13%ということになっておるようでございますが、鹿島は上から5番目ですね、16.7%ですから。平均は13%、こういうことになっておるわけですが、今後公債費比率を下げる対策というのですか、その辺をお伺いして、終わりたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○議長（小池幸照君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

まず、見込みとしては16%から17%ぐらいまでは今のレベルで大体平成二十二、三年ぐらいまでは横並びでいくんじゃないかと思っています。これは一般会計の方は今から起債の償還がどんどん減ってまいります、一応下水道がまだ計画がございますので、若干今のベースプラスアルファぐらいのまた事業が公共下水道出てくる可能性がございます。また、一部事務組合も今から大きな事業等がもしあった場合は、そういったものへの負担金等もございますので、一般会計が減っていく分ですね。特別会計、一部事務組合等の増がどこまでいくかによって、この指標が決まってくると思います。鹿島市財政課といたしましては、この18%ラインを絶対守るように財政運営していきたいと思っております。また、詳しくは10月以降に策定をします中期財政計画ですね。向こう5年間、もしくは10年ぐらいの指標の試算をしたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、何点か質問をしたいと思います。

まず、歳入の件で、固定資産税に関連してお尋ねをしたいと思いますが、実は今回、議会の中で何度も御紹介しておりますが、今回、私がアンケートをとりました中で、どうしてかなと意外に思いましたのは、固定資産税が非常に高い、引き下げてもらいたいというようなのが5番目に来ているんですね。24.5%という状況です。そういうことで、直接これにはありませんが、関連してお尋ねをしたいと思いますが、例えば、国やら県の公共施設がいろいろあるわけですけど、そういうものからの固定資産税というものもあると思いますが、特にその中で私は、JRの敷地が鹿島市内にあると思いますが、そのJRの敷地についての固定資産税と申しますか、その徴収というのはどういう基準で取られているのか。大体JRの敷地面積がどれくらいなのか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

JRの固定資産税についてどのようになっているかということですが、まず、三島特例というふうなものがあります。この三島特例というのは、北海道、四国、九州のJRが所有する固定資産について、課税標準額を2分の1とするという特例です。（「ちょっと、もう少しはっきり」と呼ぶ者あり）三つの島ですね。三島特例、これ北海道、それから四国、九州のJRが所有する固定資産について、課税標準額を2分の1とする特例です。それと、継承特例というのがありますけれども、これはJR等が国鉄から継承した一定の固定資産について、課税標準額を5分の3とするという特例であります。

なお、今、二つ特例を申し上げましたけれども、それを同時に満たす場合については10分の3というふうな形になっているようです。それで、この特例につきましては平成18年度、いわゆる今年度までが適用期限となっておりますので、今後その辺検討されるものというふうに思っております。

済みません。もう一つですけれども、それと鉄道、レールについては償却資産になるわけですが、これは鹿島市だけじゃなくて、佐賀県、福岡県、長崎県、全国またがるわけですので、それについては総務大臣が価格を決定して各市町村に通知するようになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今の説明では確かに準公共的な問題だと思っておりますが、それにしましても、JRというのは

一企業であって、非常に利益も上がっているわけで、まさにこの問題だけ見ても、いかに企業本位の課税のあり方じゃないかと思いたしますがね。じゃ、そういうことでしたら、鹿島市は2分の1と5分の3というのが両方適用されているんですかね。ちょっとその辺よくわかりませんでした、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

御指摘のように、佐賀県と申しますか、九州はこの二つが特例を同時に満たしておりますので、二つの特例を受けていると。課税標準額の10分の3というふうな特例を受けているというふうなことになると思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、冒頭も申し上げましたが、それでは、現時点で敷地面積が幾らであって、それに対する固定資産税の収入が幾らなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

申しわけありませんけれども、鹿島市でのJRの税額、それから課税の面積については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、よければ後日、こちらの方からお知らせしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

このことについては以前ちょっとお耳に入れておいたと思いますので、準備をしておいたらよかったと思いますが、じゃ早急にこの資料を出していただきたいと思います。

それから、もう1点同じようなことですが、国やら県の公共施設などもあると思いますが、そういうものについての課税というのはどういう形で行われているのか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

決算書の21ページをお開きいただきたいと思います。

21ページに固定資産税の中に国有資産等所在市町村交付金及び納付金という目があります

けれども、ここに9,932千円という金額が上がっております。これにつきまして佐賀県、林野庁、国土交通省等々からの納付金が入るといふような形になります。それと、郵政公社につきましては、これも特例で、本来課税標準額の2分の1と。これが納付金という形でここの中に入ってきております。それで、学校、それからほかの施設につきましては非課税といふような形になっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきましたのでは、郵政公社については2分の1だということでしたが、ほかのも2分の1ですか。ほかのについては率はおっしゃいません——丸々市民と同じなのか。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

これは固定資産税ということではなくて、交付金、納付金というふうな形になりますので、通常は国の方からこれにつきましてはうちの評価額等の調査が参ります。それに基づいて交付をされていると。実際の課税標準額云々じゃなくて、評価額に対して、それで納付金等が参るといふふうに思っております。それで、これについては一般的に官舎とか県営住宅とか、そういうふうな使用料等を取っている分が対象となるというふうになっております。だから、佐賀県の場合については対象物件が県営住宅ですね、それと、看場の方に港がありますけれども、そこで使用料ですか、そういうのを取っていらっしゃる。その部分と、それから、林野庁とか国土交通省については職員官舎が1カ所か2カ所あるようですので、その部分が来ているというふうなことになります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

固定資産税を取った場合とのあれがどうなるかなと思いますが、じゃこの件につきましても交付金、納付金ということだと思いますが、国、県の施設に関して個々にどういう金額で納入されているのか、後で資料を出していただきたいと思います。

また、同じようなものですので、ここで一緒に言いたいと思いますが、決算書の27ページ、この中に電柱敷地使用料というのが942,125円あります。これも電柱1本に幾らということで、市有地に立てた分にされていると思いますが、これは1本幾らで、何本鹿島市にあって、確実に現有数で計算されているのか、それともつかみでされているのか。（発言する者あ

り) ああ、税金じゃないですよ。あなたばかり見たくなりまして、ごめんなさい。お願いします。

○議長（小池幸照君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

市有地に立っている電柱等ですが、行政財産、普通財産合わせまして、ちょっと合計していませんが、九州電力が487本、N T T西日本153本、ケーブルテレビのネット鹿島が20本、以上が今使用料を取っている分です。これにつきましては一応申請が出てまいりまして、それで現地を調査いたしまして、承諾するか承諾しないかということで、あくまでも現在のところは申請で把握をしております。1本につき1,500円です。現在のところは十分に漏れなく公共施設については把握をしているという状況です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私が今固定資産税の問題とか、電柱使用料の問題を申し上げましたが、やはり今財政的に非常に大変だ、大変だと言いながら、例えば固定資産税にしてもそうですが、こういうところには全くメスが入られない。国が決めたけんが、もうそういうことだというような形での対応ですね。これは基準というのは国が決めているんでしょから、そういうことはできないのかなと思いますが、しかし、やっぱり本当に矛盾を感じるころはこの辺だと思うんですよ。何でも市民にはしわ寄せがずっと行く。取る分は取るということをしてしないとお金ができないという状況ですからね。だから、例えば固定資産税にJ Rの敷地にしたってですよ、本当に面積としてその分あるのか。そして市民がかけられている分の税金をかけていくということになれば、これは莫大なお金が入ってくると思うわけですが、やっぱり今後そういうところにも私たちは目を向け、メスを入れ、市民にだけしわ寄せが来ないような対応を私はすべきだと思いましたので、質問しました。

次に行きたいと思います。

次に質問しますのは、一般質問でも申し上げましたけど、小規模登録制度の問題で、今、零細と言っていいでしょうね。入札に参加できないような業者の人、本当に零細な仕事をされている人たちが少しでも助かればということで、小規模登録制度の新設をということで意見を申し上げまして、その制度がつくられたわけですけど、この前も質問に答えていただきましたが、17年度で幾らそれに該当する分があったのか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

平成17年度の小規模登録者の工事契約でございますけれども、登録者数が37件ございました。件数が84件、請負額は4,934,208円でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それで、それに該当する登録者の人たちができる仕事の件数というのは年内にもっとあったと思うんですね。ここで金額的には4,930千円。例えば、これは資料の中にあっと思えますが、営繕何というですか、それに該当する分じゃないかと思いますが、もちろんその中でも大きな金額の分もあると思いますが、40,000千円ぐらいあったんじゃないかなと私は思います。ちょっとごめんなさい、今資料が手元にありませんが、大体すべてそういう人たちにお願いをしたら、総額どれぐらいの枠があったんですかね。例えば、昨年もそうだったんじゃないかなと思いますが、一般質問でも指摘をしましたが、職員の方をお願いをして小規模な仕事はしたという、今年度はそういうのを目の前見ましたが、恐らく17年度もそういう形があったんじゃないかなと思いますが、例えば丸々17年度にした仕事が、そういう小規模の分が金額的に幾らぐらいあったのか。これは商工観光ではわかりませんよね。担当はどこですか。

○議長（小池幸照君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

17年度の決算で申しますと、主要施策の成果説明書の13ページをごらんください。13ページに17年度決算状況というのがございます。その中の、ちょっと文字が小さくて済みませんが、この13ページの右側のページに性質別歳出ということで、真ん中あたりに維持補修費というのがございます。ここに40,982千円、維持補修費総額が決算でこれだけです。この中の先ほど商工観光課長申しましたように、そのうちの4,900千円と。小規模の場合は幾らあったかというよりも、不定期に発生した修繕料等が多いものですから、総予算でこれぐらいが小規模の受注に回せると、ちょっとそれは把握ができないかなという状況です。

財政課では以上を把握しております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かにそういう把握ができないということですが、例えば実績として4,930千円の金額が出ておりますが、40,000千円という決算額が上がっているわけで、それにしてもせっかくそ

ういう市民の人たちのためにつくった制度の活用が不十分だと、割合から言ってもね。私はそう思いましたので質問いたしました。今後、この辺については地元業者の人育成のためにも、もう少し制度を生かすという方法を考えて取り組んでいただきたいと思います。

次に行きたいと思います。

次は、あっちこっちになってごめんなさい。環境衛生事業の件でお尋ねをしたいと思いません。

きょう質問をしようと思っておりましたら、陳情書も出ておりましたが、それはともかくとしまして、今、し尿くみ取りですね。これは市内の業者の方たちにお願いをして取り組んであるわけですが、ちょっと私の勉強不足で、財政的に許可業者の方とのつながりがどこにあるかなということで、私いろいろずうっと見ましたが、それに該当するようなものを見出すことができませんでした。例えば衛生費の中の87ページに鹿島藤津地区衛生施設組合運営負担金ということで上がっておりますが、ちょっと私がわからなかったので聞いたら、この中に業者に払うお金も含まれて出されているというふうなことでしたが、ちょっと私その辺よくわかりませんが、許可業者の人たちに対してはどのような形で財政的につながっているのか。全くここにも見えませんし、施設組合に出ているということで、施設組合の予算書、決算書も見ましたが、その辺でありませんが、あくまでもくみ取り業者の人たちは、くみ取り料金のみで運営をするという形になっているんですかね。その辺はどうですか。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの松尾議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、先ほどの決算書の87ページにあります鹿島藤津地区衛生施設組合運営負担金182,000千円という金額ですけれども、これはあくまでも施設組合で必要とした金額に対して、鹿島市、嬉野市、運び込んだ費用の割合で負担をいたしている金額でございます。ですから、業者が3業者おられますけれども、この許可というのは鹿島市が3業者さんに許可を出しておまして、その担当部署は私のところ、環境下水道課ということでやっております。

（「財政的に何かつながりがある」と呼ぶ者あり）

財政的なつながりという形でいいますと、利用料金を各許可業者はくみ取りをするときに各市民の方からもらっていると思いますけれども、そのもらっている金額が、うちの方と協定をしながら決めていくというのが、18リットル160円を各家庭のくみ取りした量に対して掛けて各業者はもらっていると思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

これは何年前でしたかね、くみ取り業者とのいろいろな問題がありまして、バキュームカーを市が買ってやったことがありますね。そのときに詳しい資料を出していただきましたね。し尿くみ取りの手数料が幾らという計算をするのに、例えば車の減価償却だとか、人件費だとか、いろんな問題で細かく計算をして出していただいた資料を思い出すわけですが、その後、もちろん料金改定があっていないからかもわかりませんが、全くそういう資料というのは私たちは見ていないわけですね。私がその後おらんときはなかったと思いますが、提出されていないと思いますが、例えば許可業者に対して、そういう市が許可をしているわけで、特に公的な仕事と同じわけですが、運営の許可業者の人たちが今のような形だけでも数年前、あれ何年でしたか、そのときからもう数年たちますが、その間のそのまま経営が成り立っていつているのかね。それから、恐らくああいう仕事ですから、職員さんたちの動向とか、いろんなのも報告とか検査をする義務があるんじゃないかと思いますが、法的に私よくわかりませんが。そういう面で、どうなっているのかというのがちょっとわからなかったわけですね。その辺についてはいかがですか。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

ただいま言われたように、料金改定のところで余り金額が上がるということで、数年前にそういういろんな闘いをされながら料金を決めてこられているんですけども、それ以後、料金の明細をつくっていただいて、その金額が今現在160円と言いましたけれども、多分平成11年から金額は上がっていないと思います。業者の方は人件費も上がっているとか言いながら、きのうもこの組合の方と協議をいたしております。その明細についても検討をして、例えば人件費、福利厚生費、燃料費、車両償却費、公租公課、こういうのを算出しながら検討して、もうしばらくこの160円でいっていただけますかということできのうも協議をいたしております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでお尋ねをしたいと思います、なお、値上げはせんでよかとですけどね、そのままでもらうとはこれにこしたことはありませんが、業者との関係で許可を出しているという立場から、その許可業者の人たちの監査というのですか、調査ですね、実際にそういう形でされているのか。例えば11年度に上がったということでしたが、そのときにはいろいろ出

ていると思いますが、その後、定期的にそういう調査がされているのかね。これは当然せんといかんと思うわけですよ。業者の方たち、特に公共下水道ができた中でそういう動きもあるでしょう。経営の問題もいろいろあるでしょうね。公共下水道できたけど、くみ取り料は減っていないと。問題もいろいろありますが、そういう動向も必要でしょうし、例えば、そんときに出された分で、職員の数だって同じじゃないかもわかりませんし、車の数だっていろいろ変わっているだろうし、新しく買いかえもあったかもわかりませんし、そういういろんな動向を定期的につかんでおかないと、やっぱり公共料金として取られているわけですからね。それ適切に、例えばそれがその分に該当しないということになれば引き下げだってできるわけですからね。もちろんいろんな問題があると思いますが、その辺については定期的な報告義務といいますか、こっちの点検義務といいますか、その辺がどうなっているんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたしたいと思います。

日ごろの点検業務という形ではないわけですが、くみ取り業者、鹿島には3業者いらっしゃるしまして、この3業者との会、それから、佐賀県にこの環境整備の組合がございます。この県の組合の方からも協議をしてくれということのうちの方に来ます。この両方を含めた形で協議をやる中で、ただいまおっしゃっているように、車の台数でありますとか、それから、人の数でありますとか、そういうのを打ち合わせしながら、またうちの方は公共下水を進めておりますので、公共下水でどれだけ減っていくのか。逆にそういうところが業者さんの方は心配をされておられます。そういうことで、うちの方も我々の今後の計画をお示しして、そして今後の人数でありますとか、車の台数でありますとか、そういうところをお互い指導し、指導されていくような形でやっていこうということで、大体組合との協議は5月にいたしまして、昨日いたしましたから、3カ月に1回ぐらいやっています。それから、3業者との打ち合わせはその代表の方から申し出があればいつでも協議をやっております。

以上です。（発言する者あり）

済みません。補足をいたします。

我々、今3業者に対して許可をいたしているのが2年に1回更新をしてやっております。その2年の1回に更新をする場合、どういう状況になっているかということを確認しながらやっているということで報告をいたしておきます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、2年に1回確認をしながらということですが、その確認の方法ですね。どういう形で、例えば、私はちゃんとした文書ですべきだと思うんですよ。一つ一つ、昔の持ってきたらよかったです、人件費だとか、減価償却費だとか、いろいろありますが、やっぱりその辺をぴしゃっとせんと、これだけ出しとっぎよか、しとっぎよかじゃどうしようもない。例えば極端な話、人件費だっているいろいろあると思うんですよ。人件費が上がりましたからってね、確かに上がったでしょう。でも、ずっといけば、極端に言えば、社会的には下がっているという状況もあるし、いろいろあるわけですからね。それが本当に人件費が10なら10という分が職員に10分やられているのかどうか。その辺だってわからないわけですよ。帳面で出されたらもうそうですよね。だから、よりよく業者の人してもらわんといかんし、そこに働いている人たちだってやっぱり安心できる働く条件というのをつくらんといかんと思いますから、やっぱり出していただくなら、ああ、そうですねと出してもらえばいいんじゃないかと、その辺やっぱりちゃんとした形の点検をします。そうしないと、やっぱりさっきも言いました。公共料金ですよ、この問題についてはですね。だから、確かに業者もある程度の利益はもらわないと仕事できないでしょうが、それはその分にプラスなるわけです。ちゃんとついているわけですからね。その辺については今後の確にお願いをしたいと思います。

済みません。私の勉強不足でいろいろ聞きまして。

次に、お尋ねをしたいと思います。

お尋ねというよりも、これは生涯学習センターのホールの件でいつかちょっと申し上げたと思いますが、やっぱり何でもそうですが、個人の住宅も家を建てて使ってみて、使い心地がいいのか悪いのか、これじゃいかんやったというのがいろいろありますが、これは皆さんお気づきになっていることです。フロアの通路の段差の問題ですよ。通路の段差が余りにも小さいために、かえって危険な状況にあるというのはもう御存じだと思いますがね。この前、県内の議員の研修会があったときもそうでしたが、私も一番後ろの方に座っておりましたが、本当に何人もの方がつっこけ、足を踏み外すと、とととと行くような状況に。特にフロアの中が暗かったら余計わからないんですよ。だから、非常にあそこまでなってから改良するというのは大変ですが、けが人でも出たら大変だと思います。特にあそこはいろんな催し物があって、以前もお年寄りの方たちからも、これは何とかしてもらわんといかんという声も出ていたんですが、その後、全く動きもありませんし、恐らく担当には伝わっていたと思いますが、そういう実情がありますので、その辺について、技術的に大変なのかなと思います。それは専門家がやれば何とかでもなると思いますがね。例えば、ひじかけだって使い出してみてもカチャカチャ音がするのがわかって、改良していただいたというのがありますが、特に音はやかましただけですが、通路は危険がありますから、その点についていかがでございましょうか。

○議長（小池幸照君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

今、松尾議員がおっしゃられましたように、ホールの方に段差があり、それにひっかかられるという例がありますので、どうしたらいいか検討したところでございますけれど、今議員申されましたように、あれを改修すると、段差をなくすというにはちょっと大変な状況でございますので、当面ちょっと今蛍光テープを張らせていただきまして、段差がありますよという形でわかりやすいようにさせていただいております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに幾らかの効果はあるかもわかりませんが、不思議なもので、皆さん先ば見ていきんさるわけですね。足元を見ながら注意していってもらえばいいわけですが、あの辺の席のあいとるとか、ああ、自分の知ったとのあの辺におんさる、先ばっかり見よんさる。私たちだって結構そうですよね。だから、今そういう応急措置されているということで少し安心ですが、やっぱりここんところ、技術的には専門家が何らかの方法があるんじゃないかと思っておりますので、早い時期にそういう方法を探し出して対応していただきたいと思っております。

次に行きたいと思っております。

私が決算のとき、予算のときいつも申し上げておりますのが、公平な行政、財政運用をしなくちゃいけないということで、常に指摘をしておりますのが同和事業の問題です。本当に一番大事な部分がいまだに解決できないでいるという問題。いろんな問題もまだ残されているということはその都度おっしゃっておりますが、やっぱり同和事業については一般事業に入れ込みながら対応するというのが私は今急がれていると思っております。この前も申し上げましたが、省庁交渉の中で、まだそういうのをやっている地域があるのかというような国の担当課の話もありましたが、そういう面でもう答弁は要りませんが、同和事業に使われた財源をいつもお願いしておりますように、詳しくどういうものに使われていたのかというのを資料を出していただくということをお願いします。

次に移りたいと思っております。

谷田工場団地の問題ですね。ここに、これは決算審査意見書の中にも「売却に向けて引き続きの努力を要望する。」というふうなことも書いてありますが、何回も私同じことばかり申し上げておりますが、用途変更をちゃんとして、その目的に向かってあそこを処分するといいますか、利用するというようなことをやっぱりちゃんと打ち出させていただくことが私は大事じゃないかと思っております。例えば市の施設にしたっていいと思っておりますが、そういう面でどうしてもやっぱり工場団地じゃないといけないというお考えなのかね。利用の方法があ

れば、それはその方向に向かって取り組むということなのか。今も既に貸してありますが、目的外に使われておりますので、そういう対応もできるんじゃないかと思いますが、その辺お願いします。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

谷田の問題ですけれども、松尾議員、それからほかの議員からも、あそこは用途を変えて住宅団地にしたらどうかとかといういろんな提案をいただいた経過があります。我々はそのときには、あそこは国の補助も入っていないもんですから、可能ですというお答えはしたと思います。

現在のことを申し上げますと、そういうふうに進んでいることじゃなくて、谷田に実はある企業から引き合いが来ていまして、これ実現するかどうかわかりません。わかりませんが、そういう話が来た以上は、何とかひとつ工場団地としてあそこを譲渡したいというのが我々の目的でもありますし、今のところそっちの方の線に進んでいるというふうな御理解をいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

あそこについては今までもそういう話が出るたびに何か企業の動きがあるとかいうことで、もうずっと同じようなことの繰り返しで来たんじゃないかと思うんですよ。特に今企業といっても、それはすばらしいのが来るかもわかりませんが、立地条件その他からして、もう思い切って例えば市民のために、あそこを今高校が野球練習場として使っていますが、市民の野球場に、もういろんな設備はしなくて、周りの塀だけすればいいわけですよ。バックネットでもつけてね。完璧なのをつくらうとしますからお金も要りますからね。使いやすい広場があればいいわけですから。例えば、そういうスポーツ広場に開放するとか、思い切った変更。もちろん住宅なんかだれか建てる人がおっいたらいいでしょうがね。今までもいろいろありましたね。ペット墓地だとか、墓地公園だとか、いろんな提案がされておりますが、やっぱりはっきりとした市がもう用途変更してやろうということが決まらないと、そういういろんなアイデアがあってもなかなか出にくいと思うんですよ。今のように言いよったって、企業が動きがありますからなんてね。これはいつまでもそういう形になると思いますので、ぜひ対応してください。お願いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

20番議員の質疑に対する答弁を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今まで説明してきたことを、ちょっと整理して申し上げます。

まず、この谷田工場団地は大村方工場団地のように農工法の適用は受けておりません。しかも、そういう適用を受けていないということとあわせて、国県の補助も受けておりません。したがって、使用についての強い制限というものはないものというふうに思っております。

ただし、この谷田工場団地は公営企業債地域開発事業という起債を起こしてやっております。これ縁故債です。ただ、縁故債と言いましても、県の許可を受けてやっているわけでありまして、その許可を受ける場合には、目的等についてもちゃんと説明してこれを受けているということが一つございます。

それから、この谷田工場団地特別会計を我々は組んでやっておりますが、この特別会計の趣旨の中に工場団地の造成・分譲というものをうたっております。またさらに、地権者にも買収をするときに、ここに工場を張りつけますからということで了解を得てやっております。

ただ、そうは言いましても、何回も議員御指摘ございましたように、現在あのような状況でありますので、まだこの縁故債の返済も残っておりますし、今まで説明してきたとおり、このままにしておいて、そして何かいい話があれば、そのとき対応すればいいということでもあります。現に私の今の考えのこういうやり方の中で鹿島実高にもグラウンドを貸しているという状況ですので、貸す、あるいは売る、これは別にしまして、現状のやり方でいろんな柔軟に対応していくと、こういうことでさせていただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

お考えはよくわかりましたが、本当にお金がかかけられているにもかかわらずああいう状況というのは、市民も何とかならないかというその気持ちは強いものがあるわけです。ですから、やっぱり何かいいものがあつたらと。確かに待てば何とかじゃないですが、しかし、やっぱり目的を持って取り組む分と、それとまた違ってくると思っておりますので、ぜひ早いうちに有効に利用できるような体制をとっていただきたいということをお願いしたいと思っております。

次に、公共下水道の件でお尋ねをしたいと思っておりますが、今、1,822世帯、5,306人の市民が利用しているということで、211.2ヘクタールの整備が完了ということですが、この数字というのは、大体この完了区域内、完全に利用をするとしたら何世帯、何人対象になるんでし

ようか。そして、今利用している分はその分の何%に当たるのか、お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたしたいと思います。

現在、ただいま言われた211.2ヘクタール、これに対して7,722人が普及人口でございます。水洗化率といたしまして、今現在とらえておりますのが69.6%ということで進んでおります。

以上です。（発言する者あり）

済みません。今、分母の方で7,722人と言ったと思いますけれども、分子の方が5,306人で
すね。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま加入率が69.6%ということでお答えをいただいたわけですが、公共下水道、水洗化をするということは本当に便利ですよ。そして設備資金その他はかかりますが、あとはくみ取りのときのようなお金はかからないと。これは私自分のうちがそうですがね。そういうのにどうして加入率がこれくらいでとどまってふえないのかと。その辺の原因をどうとらえられているのか、お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたしたいと思います。

その前に、先ほど私数字を言いまして、18年の3月31日付での69.6%ということで換算しますと、分母を7,722と言ったと思いますけれども、これを7,619でお願いしたいと思います。17年度完了した時点で、18年度という形で7,722人が普及人口の方に面積が広がっているということですから、17年度で分母が7,619、分子が5,306、これをパーセントに直しますと、69.6%ということで訂正をしたいと思います。（「17年度は幾らなの、17年度末で幾ら」と呼ぶ者あり）17年度末で今言っている数字です。（「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）69.6%になるということでお願いします。

加入率がどうして悪いのかということですが、大体9月10日が下水道の日ということで制定をされておまして、毎年それを境に接続していただいていない家庭の方に推進に回っておるわけですが、まず第1に回答が上がってくるのは、経済的に厳しいというお答えが第1番目に上がっております。それから、次に上がってくるのは老人世帯でござい

ます。その次が家屋が古いということで、家屋からしないといけないというようなことで、まだ接続をされておられないその原因として、私たちが推進に行った場合、お話をいただきます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今加入率が少ないということに対して、経済的理由、老人世帯、それから家屋が古いということを三つ上げていただきましたが、やっぱり一番は経済的ですね。これはもうこれまでも私も指摘してきたと思いますが、特にいつかも同じようなことを言うようですが、改良したときに便器だけつけかゆぎよかですよというような説明もあるわけですが、今まで家屋が古かったり、トイレ自体がすぐそういうできないところになりますと、周辺の設備もしなくちゃいけない、やりかえもしなくちゃいけないということで大々的になってきて、便器の料金だけじゃどうしようもないというような、そういう事態があるわけです。そういう面で、やらなくちゃいけないけど、やれないという人にお話を聞きますと、例えば、こちらで借りるお金もあるんだけど、その分では済まないというわけですね、その分の金額ではね。だから、どっちみちもう少し貸し付けの枠をふやしていただくとか、そういう形をしながらでも推進していくというようなことはできないのかですね。その辺についてお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたしたいと思います。

確かに経済的に厳しい方に対しては何か助成があればよろしいわけでしょうけれども、まずその助成に対しては今のところ考えておりません。といいますのも、どうしても今まででいただいた方との平等をどういうふうに図るかという問題が出てくるかと思います。現在、先ほど言いましたように、上乘せして補助なり助成なりということは考えておりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

何かあったら、すぐ今までの平等とか、ほかの人との平等と言われるわけですが、やっぱり多くかたっていただければ、その分財源的にも豊かになっていくわけでしょう。もう一遍言いますか。余計かたっていただければ、その分財源的にも豊かになっていくわけなんですよ。だから、平等、平等と言いますが、その点の問題もあると思うんですよ。そこところはあなたたちのお考えの違いだと思いますがね。

それと、例えば家屋の修理をせんといかん。さっき言いましたように、トイレが古くて、便器をかえるだけじゃなくて、周辺までせんといかんと。もう私がまさにそのとおりでしたがね。私、一般質問でも言いましたが、例えば小規模住宅リフォーム補助制度というのを言いましたが、例えば、市がそういう制度なんかも設立しておれば、そういうのもあわせながら、ああ、家のもせんばいかんけど、その分についてはまた別の枠があるんだというような、そういう対応もできると思うんですよ。いろんな面でやっぱり制度を生かしながら、新たにできる分はつくりながら、せっかくこういう公共下水道事業に取り組んでいるわけですから、これはもう本当に莫大な金がかかりながらやっていますからね、対象者の人にはすべて便利に利用していただけるようなことにならんといかんわけですがね。そういう状況ですから、先ほど考えておりませんということです、より推進していくためには、何遍回ってもできないのはできんわけですよ、金のなかぎね。100遍回ろうができんのはできない。だから、そういう人たちが早く少しでも手がつけられるような対応、ほかにこれだけじゃなくてもあるかもわかりませんね、皆さんたちが考えていただければ。私はそういう形で資金の枠を広げてもらいたいというようなことでお願いをしていますが、何かございましたらお答えください。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

失礼します。ただいま市長からちょっと助言をいただいておりますけれども、とにかく限度額についてもう少し検討をさせていただくようにお答えをしておきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

何の制度もそうですが、せっかくされたものはより有効に市民が利用できるような体制づくりもぜひ急いでいただきたいと思えます。

次に、国民健康保険の問題でお尋ねをしたいと思えますが、2000年の4月ですか、保険税を滞納した世帯に保険証の返還を求めるといふか、資格証明書を発行するものとするといふ、国民健康保険法ですか、これが改悪が行われたわけですが、鹿島市ではそれまでも資格証明書の発行というのは他市よりも多かったわけですが、さらに、そういう中で取り上げが強められていったわけですね。17年度末で資格証明書と短期保険証の発行が何件で、加入者の何%なのか、お尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

17年度中に資格証明書を出している、これが4月、6月、9月、12月という形でそれぞれ出しておりますので、トータルで見ますと、17年度中に520件資格証明書を出しております。それで、年度平均の国保の加入世帯が6,378世帯ということになっておりますので、520割る6,378が割合という形になります。

○議長（小池幸照君）

追加答弁ありますか。ないですね。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今6,378世帯のうち520件ということで非常に多い数字だと思います。特に資格証明書だったら窓口ではお金を払って、後でお金をもらわんといかんというような状況の中で、非常に病気になってもすぐには行けないというような、そういう状況もあるわけで、本当に健康と命の問題ですが、いろいろ調べてみますと、この資格証明書を発行するということは、私はよっぽどのことじゃないと発行はできないと思うんですが、そういう即健康と命にかかわる問題ですからね。だから、その辺の資格証明書を発行されるその基準、鹿島市としては国が定めているように、保険料を滞納した場合には保険証の返還を求め云々となっておりますが、その辺はどういう形で資格証明書を発行されていますか。どこのところで、ぎりぎりのところは。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

済みません。ちょっとお答えする前に、先ほどの答弁の訂正をお願いしたいと思います。

先ほど17年度で520件の資格証明書の発行があったということでお答えしました。これは17年度中の累計でございまして、最終的に一番近いのがどれかなと思って、18年の4月に資格証明書を出しているのが、これが一番近似値だろうというふうに思います。これが180件になっております。それで、その分が全体の2.6%という形になっております。

それから、どういう基準でそれを発行しているのかということでございますけれども、納税の実績が長期間ないもの、滞納回数が10回以上、滞納額が500千円以上、それから、納税の意思が全く認められないというような方々に対して、この資格証明書を発行しているという状況でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

再度答弁されたのでちょっとわかりませんが、先ほど17年度で520件だったのが、18年の

4月で180件という、そんなに減ったんですか、資格証明書を発行するのが。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

先ほどお答えしました520件というのは、17年度中にそれぞれの4月末、6月末、9月末、12月末で納税相談をするわけですけれども、そのときに資格証明書を出している分が累計といますか（発言する者あり）延べ人数という形で考えていただければ520件と、17年度中にですね。それで、年度末ということですので、一番近いのは4月に発行しておりますのが180件ですので、3月末ですと大体180件ぐらいあるだろうということを先ほど修正の方でお答えさせていただきました。それで、そのときに大体全体の2.6%ぐらいに当たるということにもなります。よろしいでしょうか。（発言する者あり）

重複したところがありますから、各月末でずっとしておりますからですね。そいけんが、全体的に最終的に見れば、年間、末で180件ぐらいあるということです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

こういう大事なことから、520件というのは重複されて、一つの世帯で3回のときもあるし、私も知っている人が2カ月に一遍とか、3カ月に一遍とか、そういう形で交付してもらおうようにしているという人も話聞きますから、それわかりますが、こういう問題ですから、何件というのはね、もっとこれくらいだと思いますじゃなくてさ、世帯が押しえられるわけでしょうが。そして、そういう中から今の世帯の実態というのがわかると思うんですよ。これは国保税だけの問題じゃないと思います。こういう家庭というのはいろんな形で問題もあると思うんですよ。そういうところからやっぱり市民の状態をしっかりとつかんで、何をすべきかというのを私は考えていかなくちゃいけないと思うんですよ。

今、長期滞納だとか、高額滞納だとか、それから、何とおっしゃいましたか、全く無視されているというわけですかね。何かそういう状況だということですが、実態の調査はなされていると思いますが、そういうときに、例えば本当に経済的にどうしても納められないというようなところがいっぱいあると思うんですよ。それ私たちが現に聞きます。もちろんそういうときに税務課に相談に行ったときに、納めやすいような対応してもらうときもありますよね。一遍にせんでいいよというような、本当に温かい指導をしていただくところもありますが、やっぱりこれだけあるということになりますと、もっとそういう直接の指導をすれば、例えばその場で払えなくても、分割で入れるとか、そういうこともできると思いますが、そういう指導をしてもだめなわけですか、入らない人というのは。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

今の問題につきましては、私の方からお答えをしたいと思います。

保険証の資格証明書の問題については、今、保険健康課長の方から言いましたように一定の基準を設けているわけですが、これを資格証明書として取り扱うについては納税者の方と面談をしながらお願いしているわけですが、どうしても何回行っても幾らお願いしても、それと、それなりに財産なり、それなりの資力があられる方が全く納税の意思がない方について資格証明書というふうな形で今やっているというふうなところなんです。だから、本人さんとしては、納税相談係の方は各担当おりますので、何回となく面接をしながらお願いしているところです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、能力があっても納めてもらえないところにといいことですが、確かにそういうところもあると思いますが、本当にそうでなくても納められない人もいらっしゃるんですよ。その家計というのは外から見てわからんですよね。今は特に洋服のぼろぼろを着ているわけでもなし、家だってどこでも、あるいは昔とは違いますから、そこの中の状況はわかりません。だから、そういう面ではよっぽどの対応して指導していただいけなくちゃいけないと思いますが、要するに、何度も申し上げておりますが、アンケートの中では国保税が高過ぎるというのが2番目に来ておりましたが、皆さんが払いやすい国保税どうするか。今の中で市ももう基金もない。もう使い果たして何も無いというような状況の中でどうしていくかというのが問題だと思いますが、やはりこういう問題は、国、県の制度改正なんかも私たちはもっと求めていかなきゃいけないと思うわけですが、特にこの法が制定されたときですかね、その当時ですが、資格証明書の取り上げについては当時の厚生大臣は、悪質な滞納者以外からの保険証は取り上げるべきでないというような国会答弁があっただけでしょう。悪質な滞納者以外からは保険証を取り上げるべきでないというようなね。だから、そういうところはやっぱり国会でも資格証明書というのは問題があるというのがあるからこそ、こういう答弁もあると思いますので、今後、やっぱり大変でしょうけど、十分に納税者の人たちがどういう状況なのかというのをやっぱりしっかり把握して、相談に乗りながら対応していただきたいと思います。そして、もちろん十分にあってやらないという人からは取ってくださいよ。それは取ってもらわんとしようがありませんがね。ただ、何度も申しますが、払いやすい保険税をどうつくり出していくかということ、これが私はこれからの大きな課題になるんじゃないかと思います。

それと同時に、やっぱり国保の会計が大変になっていく状況の中に、医療費の高騰などで

医療費が非常に上がってくるということで、財源的にも厳しくなるという問題もありますので、その辺含めて私たちが今後の課題として取り組む問題だと思います。

何かありましたら、一応質問は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。

ただいま審議中の議案第59号から議案第64号までの決算認定関係6議案については、委員会条例第6条の規定により、8名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに一括付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第59号から議案第64号までの決算認定関係6議案については、8名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに一括付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付いたしております名簿のとおり8名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり8名を選任することに決しました。

決算審査特別委員会委員名簿

（平成17年度一般会計・特別会計）

橋 爪	敏	・	中 村	雄一郎
北 原	慎也	・	井 手	常道
青 木	幸平	・	中 村	清
谷 口	良隆	・	中 島	邦保

しばらくお待ちください。

日程第5 議案第65号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5．議案第65号 平成18年度第18号公共下水道事業祐徳污水幹線（2、3工区）管渠築造工事の請負契約の締結についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、議案第65号 平成18年度第18号公共下水道事業祐徳污水幹線（2、3工区）管渠築造工事の請負契約の締結について御説明をいたします。

事務手続の関係で追加提案となったこととお断りいたしたいと思えます。

では、議案書（その2）の7ページをお願いいたします。

この契約に係る入札会が去る9月4日、A級以上、JRのマル特指定の14業者によりまして、抽せん型指名競争入札方式で実施され、その結果、松尾建設株式会社鹿島営業所が落札をいたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものです。

内容ですが、

- 1、工 事 名 平成18年度第18号公共下水道事業祐徳污水幹線（2、3工区）管渠築造工事
- 2、工 事 場 所 鹿島市浜町字長丁及び棒箆地内
- 3、契 約 金 額 148,050千円です。
- 4、契 約 方 法 抽せん型指名競争入札による契約です。
- 5、契約の相手方 鹿島市大字高津原3540番地5
松尾建設株式会社鹿島営業所所長 中町修紹

次に、工事の概要について説明をいたします。

説明資料（その2）の1ページをお願いします。

平成16年度大字納富分の一部を認可区域として拡大をいたしました。この地域の汚泥は、看場の方から石木津川を横断する国道207号線を通り、I N A X横の市道を通り、浄化センターまで運びます。

資料の2ページに位置図をつけておりますが、今回の工事は、国道を起点とし、I N A X横の市道を通り、JR長崎本線の鉄道の地下、そして祐徳薬品工場地先を終点といたします。推進工、延長520.75メートル、管径700ミリメートルの管渠築造工事です。管は道路面から約8.7メートルから7.3メートルの深さに埋設することになります。

3ページから5ページに縦断図及び横断図を添付いたしております。御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの説明で、入札に直接じゃありませんが、ちょっと私もよくわかりませんのでお尋ねをしますが、今回、工事がされる部分というのは、地下地盤は瀉地盤じゃないかなと素人ながらと思いますが、その場合に、管工事ですから、何かくいを打つとかじゃないから特別はないかもわかりませんが、今までもそういう何か工事をする場合に、地盤の関係で後ほど予算がふえたとか、工事をやり直さんといかんやったのがありました。今回の工事についてはそういう地盤の強さ、弱さというのは関係ないのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたしたいと思います。

地質調査をやっております。地下がどういう土質であるか、地質であるかというのは調査しております。その土質によって推進をしていく。8.7メートル、7.3メートルの深さのところまで推進をしていく。その機種を選んで推進をしていきます。ですから、管の下の方に基礎がどうであるかというのは、基礎を特別するわけじゃなくて、推進をして、上から掘るのではなくて、中で推進をして掘っていきますので、上の方には全然影響は出てこないという状況でやらせていただきます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、かえって地盤がやわいと工事の進捗はいいということですかね。いや、管はずっと押し込んでいくわけでしょう。そういうのは私たちも現場を見ておりますからわかりますが、その辺で地盤の強さ、弱さは何も関係ないのかなと思いましたが、お尋ねしたところでは。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第65号 平成18年度第18号公共下水道事業祐徳汚水幹線（2、3工区）管渠築造工事の請負契約の締結については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第65号は提案のとおり可決されました。

日程第6 請願第3号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．請願第3号 高金利引き下げに関する請願書の審議に入ります。

9月12日の本会議において、総務委員会に付託されました請願第3号 高金利引き下げに関する請願書について、総務委員会の審査の結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成18年9月15日

鹿島市議会議長 小池幸照様

総務委員会

委員長 山口瑞枝

総務委員会審査報告書

平成18年9月12日の本会議において付託されました請願第3号 高金利引き下げに関する請願書については、9月15日の委員会において審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、会議規則第130条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

総務委員長の報告を申し上げます。

去る9月12日の本会議におきまして付託されました請願第3号 高金利引き下げに関する請願について、9月15日に委員会を開きました。紹介議員の福井議員、それに請願者の大和弁護士さんの出席を求めましてお話をお聞きいたしましたところであります。

委員の皆さんからの意見、そして聴取が終わった後、採決をいたしまして、採択するものと決しましたので、御報告をいたします。

○議長（小池幸照君）

委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。請願第3号 高金利引き下げに関する請願書に対する委員長報告は採択であります。

請願第3号は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、請願第3号は採択とすることに決定いたしました。

しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（小池幸照君）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、山口瑞枝君外6名から意見書第6号 高金利引き下げに関する意見書（案）及び意見書第7号 新しい地方分権改革の推進を求める意見書（案）が提出されましたので、この際、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第6号及び意見書第7号の2件は本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。意見書第6号及び意見書第7号の2件は、会議規則第36条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第6号及び意見書第7号の2件は、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第7 意見書第6号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第7. 意見書第6号 高金利引き下げに関する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。6番議員山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

それでは、意見書第6号を読み上げます。

意見書第6号

高金利引き下げに関する意見書（案）

平成18年1月14日、最高裁は画期的判決を下しました。すなわち、借り主の「任意」の支払いについて、「明らかな強制だけでなく事実上の強制があった場合にも利息制限法の上限を超えた部分の支払いは無効」という初めての判断を打ち出しました。最高裁は利息制限法こそが大原則であることを明確にしたのです。

ところで、今日、個人破産の申立件数は2004年に年間20万件を突破し、2003年の経済的理由による自殺者が年間8,800人を超え、潜在的多重債務者が200万人にもおよぶと言われており、多重債務問題は、深刻さを極めています。

そして平成16年の佐賀県の破産申立件数は自然人2,121人、法人その他40件もあり依然として多重債務問題は深刻さを極めています。

2004年（平成16年）の自殺者数約32,000人のうち約8,000人は経済生活問題を理由とされており、多重債務問題がその背景になっていることは明らかです。

このような多重債務問題を生み出している最大の原因は依然として高水準のまま放置されているわが国の金利規制にあります。

すなわち、圧倒的に力の強い貸手、消費者金融が「任意の支払い」の形をとって利息制限法を有名無実化し、高利をむさぼってきました。そのため、一度借金のとりこになると、高利で借金は雪だるま式にふくらみ、やがては暴利そのもののヤミ金融の食い物にされていくものもいます。

とくに、経済的基盤のぜい弱な佐賀県では、対人口比の破産申立件数が全国の上位を占めており、また、日賦貸金業者による「保証料」等名目による金利規制の潜脱等の被害が報告されています。

このような、高金利被害の状況下でも、貸金業界には金利の上限撤廃や緩和を求める声も強く、業界への参画を外資も政界などへの働きかけを強めています。

しかしながら前記のように最高裁は利息制限法こそが大原則であることを明確にしたのですから、この判決を機に、政府や国会は多重債務者救済のために不透明な「グレーゾーン」（利息制限法の上限金利を超えるが出資法の刑事罰には問わない範囲）をなくすための法改正に取り組まなければなりません。

よって、国民生活における不安を解消し、その安定を実現するため、早急に下記4項目が実現されますように強く要望いたします。

記

- (1) 「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(以下「出資法」という。)第5条に定める上限金利を利息制限法第1条の制限金利まで引き下げ、刑事・民事の金利規制を統一すること
- (2) 「貸金業の規制等に関する法律」(以下「貸金業規制法」という。)第43条(いわゆるみなし弁済規定)を廃止すること
- (3) 日賦貸金業者、質屋、電話担保金融業者に対する金利の特例措置を撤廃すること
- (4) 貸金業者が貸付に際して、借主に保証料等名目の金利を支払わせることによって、出資法及び利息制限法も金利規制を脱法する行為について、これを規制する立法措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月21日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長様
参議院議長様
法務大臣様
金融・経済財政政策担当大臣様

以上、意見書(案)を提出する。

平成18年9月21日

提出者	鹿島市議会議員	山口 瑞枝
〃	〃	水頭 喜弘
〃	〃	伊東 茂
〃	〃	橋川 宏彰
〃	〃	北原 慎也
〃	〃	谷口 良隆
〃	〃	谷川 清太

鹿島市議会議長 小池 幸照 様

以上です。

○議長(小池幸照君)

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小池幸照君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第6号 高金利引き下げに関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第6号は提案のとおり可決されました。

日程第8 意見書第7号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8. 意見書第7号 新しい地方分権改革の推進を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。6番議員山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

それでは、意見書第7号を読み上げます。

意見書第7号

新しい地方分権改革の推進を求める意見書（案）

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進める」とされたことから、地方分権改革は新たな段階を迎えた。

昨年までの三位一体改革においては、3兆円の税源移譲が実現したとはいえ、地方交付税は約5兆円削減され、かつ国庫補助負担金改革の大宗は国庫負担率の引下げに終わるなど、必ずしも地方の自由度は拡大せず、地方分権の観点からは不十分な改革におわった。

地方分権改革は、国は国にしかできないことに重点化し、地域の行政は地方自治体が責任をもって担うことで、地域の行政需要に的確に応える一方で、地域に活力を与え、日本を活性化させる改革である。

よって、国においては、下記事項に留意しつつ、新しい地方分権改革を進めることを強く要請する。

記

1. 早期に地方分権推進法を制定し、地方分権を国会・国民の理解のもと強力に推進することで、地方交付税を地方共有税に変更し、税源移譲（国税と地方税の税源配分5：5）や国の関与の見直しを進め、地方の自由度を高めること。

さらに、「地方行財政会議」を設置し、地方に関わる事項について政府の政策立案等に関して、地方の意見を反映させること。

2. 平成19年度予算編成において、地方公共団体の安定的な財政運営や、住民サービスの提供に支障が生じることのないよう、地方交付税等必要な一般財源の総額を確保すること。

また、地方税制の見直しや遅れている地方の道路整備等の充実など「都市」と「地方」の地域間格差の解消を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月21日

佐賀県鹿島市議会

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
内 閣 官 房 長 官 様
経 済 財 政 政 策 担 当 大 臣 様
総 務 大 臣 様
財 務 大 臣 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成18年9月21日

提出者	鹿島市議会議員	山 口 瑞 枝
〃	〃	水 頭 喜 弘
〃	〃	伊 東 茂
〃	〃	橋 川 宏 彰
〃	〃	北 原 慎 也
〃	〃	谷 口 良 隆
〃	〃	谷 川 清 太

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

以上です。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま提案されました件について討論をしたいと思いますが、総務省が出しました21世紀ビジョン懇談会の報告書には、地方で行っている執行基準を原則として条例で定めると。うまくいかなかったときは変更もできるという内容が書かれているようです。これができれば自治事務の教育、国保、介護、保育所運営など、国民の基本的権利を国が責任移譲するのではないかと心配もあります。もしかしたら後退されるのではないかと心配もあります。この件についてはこれから十分に議論をしながら煮詰めていく必要があると私は思います。そして非常に心配もするわけです。ですから、この文案の中に「早急に地方分権推進法を制定し」ということが書かれておりますが、これはいかなるものかと私は思うわけです。

地方共有税は、財政不足を解消するために法定率の引き上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更もできる。必要に応じて行うことができるという、そういうわけですから、今まで行ってきたむだな公共事業の温床にもなるんじゃないかなという心配もあります。住民の暮らし、福祉がますます苦しくなっていることも今心配されるわけです。そういう中ですから、地方交付税など必要な一般財源の拡充など原案の精神には私も一致できますので賛成をいたしますが、一部今指摘しました問題があることを意見として申し述べて、賛成討論としたいと思います。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第7号 新しい地方分権改革の推進を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第7号は提案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 1 時56分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 小池幸照

鹿島市議会副議長 吉田正明

会議録署名議員 20番 松尾征子

同 上 1番 徳村博紀

同 上 2番 伊東茂